

各室・各本部の長 殿  
支 社 長 殿

総務・経理本部長  
建設・技術本部長

## 調査等における低入札価格調査について（要領）

東日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が発注する調査等に関し、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成 17 年細則第 16 号。以下「細則」という。）第 26 条第 3 項に規定する、「落札予定者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき」の基準及びこの場合の調査内容、調査方法等の手続きを定めたので、下記事項に留意の上、実施されたい。

### 記

#### 第 1 基本事項

##### 1-1 目的

本要領は、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の成果物の品質確保に資するため、低入札価格調査を適切かつ厳格に実施することを目的とする。

##### 1-2 適用対象調査等

本手続きの対象は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 2 条に規定する「調査等」のうち、契約制限価格が 250 万円超の調査等とする。

##### 1-3 調査基準価格

細則第 26 条第 3 項に規定する、「落札予定者の申込みに係る価格（以下「入札価格」という。）によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき」とは、落札予定者の入札価格が次に示す額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

なお、契約責任者は、調査基準価格に該当する場合には、落札の決定を保留し低入札価格調査（以下「調査」という。）を行うものとする。

## (1) 調査基準価格の算出方法

調査基準価格の算出は、次の表の業種区分の欄に掲げる種類ごとに、次の①から④に示す額の合計額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量、試験	直接費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額		
建築設計	直接人件費の額	特別経費の額	技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
設計	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
土質地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	技術業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額

調査基準価格の算出は、原則として契約案件毎に上の表の何れかの業種区分に分類した上で算出することとする。

ただし、契約案件毎に定められた競争参加資格の業種区分が 1 つであっても、2 以上の業種区分により積算する場合には、調査基準価格も、業種区分ごとにそれぞれ算出した上で合算した額を調査基準価格として設定する。

### 1-4 低入札価格調査に係る重点調査

記 1-3 に掲げる調査基準価格を下回る場合で、落札予定者の入札価格が、次に示す額（以下「重点調査価格」という。）に満たない場合は、重点調査の対象とする。

① 契約制限価格の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

### 1-5 調査基準価格等の設定

契約責任者は、対象調査等を入札に付そうとするときは、第 1 (1-3 細則第 26 条第 3 項の基準) に基づき、契約制限価格を決定した場合は、次に掲げる価格を算出し決定した上、契約制限価格書にその価格を記載するものとする。

① 記 1-3 に示す調査基準価格

② 記 1-4 に示す重点調査価格

## 第 2 入札手続（入札公告等から落札者決定までの手続）

### 2-1 競争参加者への周知

契約責任者は、入札（見積）者に対する指示書に次に掲げる事項を、競争参加者に対して周知を図ることとする。

- (1) 低入札価格調査基準があること。
- (2) 落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し調査を実施すること。
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、会社が求める資料の提出に応じること。
- (4) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、会社が実施する調査に協力すべきこと。  
なお、調査に協力をしない者は、入札を無効とすること。

- (5) 調査基準価格を下回る入札が行われ、調査を実施した場合の落札者の決定方法及び結果の通知方法。
- (6) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、契約を適切に履行することを約束する誓約書を代表取締役名で提出すること。
- (7) 入札執行者が、低入札価格調査のために提出を指示した資料において、提出期限までに資料の提出がされない場合、記載を指示した内容に記載漏れがある場合、指示した内容の添付がされていない等、すべて整っていない場合は入札を無効とすること。  
なお、提出期限後の差替は認めないこと。

## 2-2 入札の執行

入札執行者は、入札の結果、落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、入札参加者に対して「保留」を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

## 2-3 調査の実施

契約責任者は、落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回っており、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次のいずれかの調査を行うものとする。

### (1) 調査の区分

- 1) 落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回り、重点調査価格を上回る場合は「基本調査」
- 2) 落札予定者の入札価格が重点調査価格を下回る場合は「重点調査」

### (2) 調査の方法

#### 1) 調査資料の提出要請

契約責任者は、記 2-2（入札の執行）において、入札参加者に対して保留を宣言した場合は、落札予定者に対して、契約責任者あてに調査資料の提出を書面にて求めるものとする。

#### ① 求める調査資料

落札予定者に求める調査資料は、別紙 1「低入札価格調査資料作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づく別紙 2 の「様式」及び「添付資料」とする。

#### ② 資料の提出期限

調査資料の提出を求めた日の翌日から起算して 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く）とする。

#### ③ 提出方法及び提出先

提出方法は、次のいずれかによるものとする。

持参 又は 書留郵便

なお、普通郵便、FAX による提出は認めない。

提出先は、当該調査等の契約担当部署とする。

#### ④ 提出要請時の留意事項

- ・ 契約責任者は、調査資料の提出要請に際しては、調査の途中段階で調査資料等の差替えが発生しないよう、調査資料に記載すべき内容及び添付すべき書類の内容等について、作成要領に基づいて十分な説明を行うものとする。
- ・ 調査資料の提出期限後の差替え又は再提出は認めないものとする。

#### 2) 調査資料の提出

契約責任者は、落札予定者から調査資料の提出があった場合は受領した以後、記 2-3.3（調査の実施）のに移行する。

#### 3) 調査の実施

契約責任者は、調査資料の提出期限以後又は調査資料受領以後に、次のいずれかに該当する場合は、失格基準に適合すると判断し記 2-4（調査の結果）. (2) の手続きに移行する。

##### ① 調査資料の提出（失格基準）

1. 調査資料の提出要請の翌日から起算して3日以内（休日を除く）に契約責任者あてに提出がない場合
2. 調査資料の提出要請を行った提出すべき様式に不足がある場合  
なお、様式とは、記2-3.(2).1).①（求める調査資料）で提出を求めた「様式」であり、「添付資料」は除く。

## ②調査資料の内容（失格基準）

契約責任者は、落札予定者から提出された調査資料に基づき落札予定者に対しヒアリングにより調査を行う。

なお、落札予定者のヒアリングへの参加を可能とする者は、当該調査等に配置する管理技術者が参加するものとし、この他に入札価格に精通した者など4名までの参加を認めるものとする。

また、次に示す内容を満足しない場合は、失格基準に適合すると判断し記2-4（調査の結果）.(2)の手続きに移行する。

1. 作成要領で定めている記載要領に示す事項が記載されていない場合。
2. 作成要領で定めている添付書類に示す事項に不備がある場合。
3. 作成要領に定める必要な箇所に代表取締役の押印がされていない場合。
4. 入札した価格で当該調査等の履行が可能である具体的な理由が記載されていない場合。
5. 設計図書での要求事項を理解して見積を行っていないと判断される場合。
6. 金抜設計書・設計図書に示された数量・単位等によって積算がされていない場合。
7. 見積（入札価格の算出）された金額の合理性・現実性が証明されていない場合。

なお、次に示す場合も同様として扱うものとする。

- ・業務内容に照らして、配置予定技術者数が十分でないと判断される場合。
- ・入札公告等で競争参加資格要件とした技術者資格を保有していないと判断される場合。  
（ただし、競争参加資格要件とした技術者に限る。）
- ・再委託予定の業務内容と金額が妥当なものでないと判断される場合。
- ・ヒアリングに対し提出された提出資料に基づいて根拠のある説明が出来ない場合。
- ・提出資料の記載内容等に不備があってヒアリングを実施出来ない場合。
- ・ヒアリングに応じない場合。

## 2-4 調査の結果（落札者の決定）

### (1) 失格基準に適合しない場合の措置

契約責任者は、契約の内容に適合した履行がされる（失格基準に適合しない）と判断した場合は、落札予定者に対し落札者とする旨の通知を行うとともに、他の入札参加者に対してその旨を周知するものとする。

この場合において、調査の対象者が落札したときは、当該調査等に係る入札結果等を公表する際に、入札状況調書の写しの摘要欄等に「低入札価格調査制度対象」と記載するものとする。

### (2) 失格基準に適合した場合の措置

契約責任者は、契約の内容に適合した履行がなされない（失格基準に適合した）と判断した場合は、次の措置を講ずるものとする。

#### 1) 通知等の措置

落札予定者に対しては当該者が行った入札は無効とし落札者としめない旨を別記様式1により通知を行い（自動落札方式の場合）次順位者、（総合評価落札方式の場合）評価値の次順位者の入札価格に応じて次の措置を講ずるものとする。

##### ①次順位者の入札価格が調査基準価格以上である場合

次順位者に対して落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

##### ②次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合

記2-3（調査の実施）に基づき調査を行うものとする。

#### 2) 関係機関への通報

契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、その内容が「私的独占の禁

止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触している事実が確認された場合は、公正取引委員会へ関係情報の通報を行うものとする。

### (3) 調査結果の公表

契約責任者は、本調査を行った場合は、入札結果等を公表に併せて別記様式 2 により調査結果の概要の公表を行うものとする。

## 第 3 契約後の取扱い

### 3-1 監督・管理への活用

契約責任者は、本調査を実施した調査等において、履行可能と判断し契約した調査等については、本調査で提出させた資料及び調査記録の内容を監督員に引き継ぐとともに、監督員は、本調査内容を履行中の監督・管理に活用するものとする。

### 3-2 虚偽の事実

監督員は、調査等の履行中や完了後に、引継ぎを受けた調査記録・誓約書において虚偽の事実が確認された場合は、その事実を契約責任者に報告するものとする。

なお、これらの事実が確認された場合は、必要に応じて、競争参加資格停止の措置や当該調査等の成績評定で厳格な反映を行うものとする。

以 上

### 附則

- (1) 本要領は、令和元年 7 月 1 日以降に入札公告等を行う調査等から適用する。
- (2) 本要領の制定に伴い「調査等における低入札価格調査について(要領)」(平成 29 年 3 月 28 日付東高総調第 434 号総務・経理本部長、東高建管第 86 号建設・技術本部長)は、令和元年 6 月 30 日までに入札公告等を行った調査等の適用をもって廃止する。

### 附則(令和 3 年 3 月 30 日東高総調第 469 号、東高技管第 69 号)

本要領は、令和 3 年 7 月 1 日以降に入札公告等を行う調査等から適用する。